（裁定の公告の方法）

第四十八条　法第三十三条の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十五条　（略）

2　（略）

3　請求者は、法第四十三条第二項の規定による提供の求めをした日から一年以内に同一の都道府県知事又は市町村長に当該求めをする場合であって、次の各号に掲げるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の記載又は書類の添付を省略することができる。

一　既に当該都道府県知事又は市町村長に提出している情報提供請求書中の第一項各号に掲げる事項に変更がないとき　当該事項の記載

二　既に当該都道府県知事又は市町村長に提出している前項各号に掲げる書類の内容に変更がないとき　当該書類の添付

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

4　請求者は、第一項の規定による交付の求めをした日から一年以内に同一の市町村長に当該求めをする場合であって、次の各号に掲げるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の記載又は書類の添付を省略することができる。

一　既に当該市町村長に提出している交付請求書中の第二項各号に掲げる事項に変更がないとき　当該事項の記載

二　既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる書類の内容に変更がないとき　当該書類の添付

（土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十七条　（略）

2　（略）

3　国の行政機関の長等は、法第四十三条第五項の規定による提供の求めをした日から一年以内に同一の対象土地に工作物を設置している者その他の者に当該求めをする場合であって、次の各号に掲げるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の記載又は書類の添付を省略することができる。

一　既に当該同一の対象土地に工作物を設置している者その他の者に提出している情報提供請求書中の第一項各号に掲げる事項に変更がないとき　当該事項の記載

二　既に当該同一の対象土地に工作物を設置している者その他の者に提出している前項各号に掲げる書類の内容に変更がないとき　当該書類の添付

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（裁定の公告の方法）

第四十八条　法第三十三条の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十七条　（略）

2　（略）

（新設）